

埼玉県教育委員会
教育長 島村和男様

2007年8月20日
埼玉県教職員組合
中央執行委員長 浅井 勉

埼玉県高等学校教職員組合
中央執行委員長代理 竹下 里志

「職務遂行能力を十分に発揮できない職員への対応」 に関する第二次要求書

埼玉県教育委員会は、知事部局職員との均衡上から教育局職員、県立学校、小中学校の行政職員に「職務遂行能力を十分に発揮できない職員への対応」として「計画的な指導及び研修を行い、効果が認められない場合には、退職勧告等の必要な措置を講ずる。」とし、知事部局の要綱を踏まえて要綱を作成するとしました。

埼教連は、「職務遂行能力を十分に発揮できない職員に関する要綱」を作成するのではなく「多忙化」を解消する十分な教育条件整備を行うことこそ必要であるとして、7月24日に県教委と交渉を行いました。交渉では、そもそも学校職員における「職務遂行能力」とは何をさすのかをめぐって該当行政職員からそれぞれの「職」の専門性や学校現場の実情を踏まえて多くの意見が寄せられました。

現在、学校現場の長時間過密労働による「多忙化」は、深刻な事態となっています。それは、文部科学省が昨年に行った勤務時間実態調査からも明らかです。また、メンタルヘルス上の問題を抱える教職員の数は、2005年度で小中学校では全休職者のうちの精神疾患の占める割合が50%(286人中143人)、県立高校の教職員で1月以上の病気休暇を取得した者の中に占める精神疾患者が、37%(130人中48人=総括安全衛生委員会資料)とここ数年間で人数そのものも占める比率も大きいものとなっています。

このような状況の中で求められていることは、誰が「能力不足職員」なのかを特定するのではなく学校全体の教育力をどう高めていくかという観点です。そのためには、チームワークが良い職場づくりが必要です。それは、「多忙化」を解消し、「職」の専門性を高められる定数増をはじめとする十分な教育条件の整備が不可欠です。また、排除ではなく、協力しあえる職場づくりこそ求められています。

そこで、下記の諸点を踏まえて対応されるよう具体的に要求するものです。

記

『要綱』を作成しないこと。

どうしても作成する場合でも学校教育の特性を踏まえ、下記の原則を踏まえること。

1.制度設計にかかわって

- (1)「退職勧告」は行わないこと。
- (2)該当職員から意見を聞く機会を、様々な段階で保障すること。とりわけ、申請決定前に本人の異議申し立ても含めた場を設定し、納得性を確保すること。
- (3)職務遂行能力審査会のメンバーには精神科医を加えること。
- (4)研修継続か解除かを決定する際に本人の意見を十分に踏まえること。
- (5)研修内容は、本人の自主性を尊重したものとし、職務と関係のないものは行わないこと。
- (6)研修中の職員の代替者を保障すること。

2.職務遂行能力」の向上にかかわって

- (1)学校職員の職務遂行上の力量は、教育の特性に基づき、それぞれの「職」の専門性を踏まえ教職員集団の協力関係の中で高められるものである。従って職務「能力」を高め、発揮するためには、教職員の協力体制を整え、学校全体の教育力を高めていく努力が不可欠であること。
- (2)「制度」導入は、「能力不足職員」を特定することを目的とするものではなく、あくまでも「職務遂行能力」を高めるための校内協力体制や条件を創っていくためのものであること。
- (3)その校内の協力体制は、教職員の協議と合意に基づくものであること。

3.職務遂行上の困難を抱える職員について

- (1)病気が原因で職務遂行上の困難を抱えていることが明らかとなった場合は、「職務遂行能力不足職員」として申請・認定せず、治療に専念するように指導すること。また、治療に専念できる条件をつくるための勤務軽減制度を創設すること。また、校長は、労働安全衛生法の趣旨に基づいて労働条件の改善をはじめ、職員のメンタルヘルスの維持管理に向けた施策を研究し、とりくむこと。
- (2)中途障害を持ったために職務遂行困難となっている場合は、「職務遂行能力不足職員」として申請・認定せず、施設・設備、人的配置等を配慮すること。
- (3)非違行為をおこなった職員については、職務遂行困難と区別して現行法規に基づき厳格に対処すること。
- (4)上記のほかに様々な措置を講じた上で特別な配慮を必要とされる場合は、個々の対策を講じること。その際、次のことに配慮すること。
学校環境を変えることで職員の職務遂行「能力」が発揮されることもあることから人事異動等の措置をとること。

校長、事務長は監視役とならず、管理職の責務として各部署での合意に基づいた協力体

制づくりの推進に全力を尽くすこと。

申請時に校長が単独で判断するのではなく集団的な判断を行うこと。

4.学校の教育力を高め、職員の力量を高めるために

(1)県教育委員会は、これまで以上に定数増をはじめとする教育条件整備を行うこと。

(2)職員の自主性・自発性を尊重した研修を奨励すること。